

時間外労働の上限規制に関する説明会のご案内

（令和6年10月・11月開催分）

2024年4月1日、建設業や自動車運転業務等に対する時間外労働の上限規制の適用が開始されたことにより、平成31年4月1日以降、順次適用が開始されてきた働き方改革関連法が完全施行されました。

新潟労働局では、改正労基法等に基づく適切な労務管理を実施いただくため、各種制度をわかりやすく解説する説明会を開催します。

【説明内容】 時間外労働の上限規制等を含む改正労基法概要（労働基準監督署）
ハラスメント防止対策（新潟働き方改革推進支援センター）

	開催日	会場	時間	定員
トラック	10月3日(木)	東区プラザ 多目的ルーム2 (新潟市東区下木戸1丁目4番1号(東区役所2階))	14:00 ~ 15:45	74名
	11月8日(金)	東区プラザ 多目的ルーム2 (新潟市東区下木戸1丁目4番1号(東区役所2階))		74名
	11月13日(水)	コモプラザ 研修室1+2 (新発田市舟入町3-9-23)		84名
	11月28日(木)	市民交流施設 高田城址公園オーレンプラザ 研修室 (上越市本城町8番1号)		40名

当日の受付開始時間は、全ての会場で13時30分からとなります。参加費は無料です。

説明会への参加申込方法

以下のリンク先又はORコードより専用Webサイトにアクセスいただき、お申し込みください。

PCからのご登録

QRコードからのご登録

<http://www.langate.co.jp/roudou-setsumeikai/15/top.html>

委託会社から郵送にて本説明会をご案内させていただいている場合がございます。

参加いただく際は、感染防止等にご協力をお願いいたします。

なお、本説明会は不参加により、何らの不利益を伴うものではありません。



説明会に関するお問い合わせ先

・ランゲート株式会社

（厚生労働省委託「令和6年度時間外労働の上限規制等に関する説明会の開催等事業」）

・電話：075-366-5900（平日午前9時～午後17時）

本説明会に関するお問い合わせは、事務運営を行うランゲート株式会社へお願いいたします。